

西条市地域マイクログリッド構築及びオフサイトP P A方式による
太陽光発電設備導入事業 公募型プロポーザル募集要領

令和7年10月

西 条 市

1 趣旨

この要領は、西条市（以下「市」という。）が地域マイクログリッド構築事業とオフサイトP P A方式による公共施設への電力供給事業を行う事業者を公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

（１）地域マイクログリッド構築事業

- ア 事業場所：別添「西条市地域マイクログリッド構築及びオフサイトP P A方式による太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第15条の17に基づく指定区域であるため、同法令に従い適切に事業を実施すること。
- イ 事業期間：仕様書のとおり
- ウ 事業内容：平常時は下位系統で潮流を把握し、災害等による大規模停電時には、分散型エネルギーリソースの活用を可能とするために、他の系統線から解列し自立的運用を行うエネルギーシステム（地域マイクログリッド）を構築する。詳細は仕様書のとおり。

（２）オフサイトP P A方式による太陽光発電設備導入事業

- ア 事業場所：仕様書のとおり。
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第15条の17に基づく指定区域であるため、同法令に従い適切に事業を実施すること。
- イ 事業期間：仕様書のとおり
- ウ 事業内容：公有地に太陽光発電設備及び付帯設備を整備し、平常時にはオフサイトP P A方式により公共施設に電力供給し、系統停電時（マイクログリッド発動時）には、マイクログリッド内の施設に電力供給を行う。なお、本事業は、3（2）（3）に示す環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下「交付金」という。）を活用する予定のため、整備費用に充てることができる。詳細は仕様書のとおり。
※本事業の「オフサイトP P A方式」とは、発電事業者が発電した電力を需要家（市）に供給することを指し、対象となる発電設備が電力需要施設と離れた場所に設置された場合に、電気事業法上の小売電気事業者を介して、当該需要家に電力を供給する契約のことをいう。

3 実施条件

- （１）本事業にかかる公募型プロポーザルは、解除条件付きの募集である。
- （２）本事業は、事業費の一部に交付金を活用する予定のため、本募集要領のほか、交付金の実施要領等に沿った内容とすること。詳細は下記の環境省ホームページURL 1～3に記載のとおり。
- （３）交付金の交付対象事業は、下記URL 2の9ページ「イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）」のため、本事業で提案するP P A単価については、交付金額相当分（対象事業費の1／2 以内（税抜））を当該P P A単価から控除すること。また、交付金の対象となる経費は、下記URL 3に記載のとおり。

【補助金の上限額（予定）令和7年度：500千円 令和8年度：9,400千円】

- (4) 本事業で発電した電力は、小売電気事業者を通じて公共施設に供給すること。なお、供給する公共施設及び電力単価等については、本プロポーザルによる事業者決定後、市及び小売電気事業者と協議して決定する。
- (5) 本事業の実施に必要な系統連系の検討料は事業者負担とする。
- (6) 本事業は、市の令和8年度予算の成立及び交付金の交付決定を前提としており、今後、内容等が変更になる場合があることに留意すること。

URL 1：地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko.pdf>

URL 2：地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・重点対策対象事業要件）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-3-CDS-jisshi-yoko-ex2-juten-taisaku-taisho-yoken.pdf>

URL 3：地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1－4・対象経費）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi.pdf>

4 参加資格

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。なお、共同事業体の場合は、参加するすべての法人が（1）～（3）及び（6）の資格要件を満たし、参加する法人のうちの1者以上に（4）の資格要件を満たしている者が含まれていること。また、共同事業体総体（協力事業者含む）で（5）の資格要件を満たしていること。

特別目的会社(SPC)が提案者となる場合には、上記条件を満たす法人であることを出資者等が確約すること。

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業体であること。なお、共同事業体を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業体の構成員となることもできないものとする。応募申込受付期間終了後、共同事業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。なお、特別目的会社の設立を予定する場合は、当該特別目的会社に出資を行う者とする。
- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (3) 企画提案書等に基づく事業内容を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において以下の実績を有すること。
 - ・オフサイトPPA事業の実績
 - ・企業、地方公共団体等の所有施設または土地等における、太陽光発電設備等の設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）
- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
 - ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

(6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- オ 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者
- カ 西条市暴力団排除条例（平成23年条例第20号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- キ 市の競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者

5 提出書類

内容は、次のとおりとする。共同事業体を結成した場合、構成員（代表者を除く）は、下記の1、2を除く必要な書類を提出すること。なお、下記の7から10の書類については、西条市での競争入札参加資格を有していない者に限る。

書類 番号	提出書類名	備考
1	参加表明書 様式第1号	
2	共同事業体届出書 様式第2号	当該業務を共同で実施するため、共同事業体を結成する場合に限る。
3	会社概要書 様式第3号	
4	類似業務受託実績表 様式第4号	
5	西条市暴力団排除条例に関する誓約書 様式第5号	
6	委任状 様式第6号	対象業務において代理人を置く場合に限る。
7	納税証明書	①納期到来分までの法人税、消費税及び地方消費税【未納がない証明】 ②西条市内に本社（店）、支社（店）又は営業所等を有する場合は、納期到来分までの市税全般【未納がない証明】
8	登記簿謄本	発行後3ヶ月以内のもの。
9	営業所表 様式第7号	

10	決算書	直前決算における貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書
11	質問書 様式第 8 号	
12	現地見学日程調整票 様式第 9 号	希望者のみ、参加表明書と同時に提出
13	構成する企業の出資比率を明らかにした協定書等の写し	特別目的会社が提案する場合に限る。
14	出資者等による事業の履行に関する確約書 様式第 10 号	特別目的会社が提案する場合に限る。
15	企画提案書	・代表事業者が提出すること ・仕様書を参照のうえ、本募集要領の「6. 企画提案書の内容」及び「7. 企画提案書作成にあたっての留意事項」を確認すること
16	会社概要のパンフレット等	すべての参加事業者が提出すること

提出部数：紙媒体各 1 部、PDF 形式データで格納した CD-R 等の電子記録媒体 1 部
（電子格納媒体には、書き込み不可処理を施すこと。また、ファイル名についてはデータ内容及び提出者が明確に分かるよう付すること。）

6 企画提案書の内容

別添仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

（１）事業の実施内容

ア 事業実施方針

- ・提案の基本方針等について記載すること。

イ 全体スキーム図

- ・本事業の事業スキームについて記載すること。

ウ 地域マイクログリッド構築概要

エ 事業実施スケジュール

- ・発電開始及び地域マイクログリッド運用開始時期を踏まえた工程計画等を記載すること。

オ 導入設備仕様

（ア）システム構成図

（イ）太陽光発電設備

- ・予定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）、パワーコンディショナの最大定格出力（kW））
- ・設置予定場所（設備配置図）
- ・機器仕様（メーカー、型式、出力規模、枚数・台数等）
- ・市が交付金を活用して太陽光発電設備等の整備に要する費用の 2 分の 1 以内（税抜）を補助する予定であり、当該設備等の設置に係る総事業費及びその内訳、補助対象経費の額を示すこと。

（ウ）蓄電池設備

- ・予定設備容量（定格出力（kW）、蓄電池容量（kWh））

- ・設置予定場所（設備配置図）
- ・機器仕様（メーカー、型式、出力等規模、台数等）

カ 消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・オフサイトP P A方式による太陽光発電設備導入事業により電力供給する公共施設は、本プロポーザルによる事業者決定後、市及び小売電気事業者と協議して決定するが、本設備による発電電力量すべてを公共施設で消費した場合の、消費電力量及び温室効果ガス排出削減量を検討すること。
- ・消費電力量及び温室効果ガス排出削減量は、公共施設における1年間の総量を算出すること。なお、CO₂削減効果は、0.000464 t・CO₂/kwhを使用すること。

キ P P A単価

- ・ここでいうP P A単価とは、小売電気事業者への売電単価のことで、電力供給に必要な需給管理費用や託送料金などの必要経費は含めない。
- ・P P A単価は、原則、事業期間の間、同一とする。なお、提案するP P A単価には消費税及び地方消費税を含めること。
- ・P P A単価は、3（3）に示す交付金額相当分を控除した上で算出すること。なお交付金額相当分を控除しない場合のP P A単価も参考として示すこと。
- ・本プロポーザルによる事業者決定後、事業者は、市及び小売電気事業者と協議を行い、電力供給予定施設の現在の電力量料金単価（燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く）よりも廉価となるよう努めること。

ク その他独自提案

- ・地域への貢献や事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫、その他市全域の温室効果ガス削減に有効な独自提案等があれば記載すること。

（2）事業実施体制

ア 事業実施体制図

- ・本事業に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載すること。

イ 故障、緊急時の対応体制図

ウ 西条市内事業者の活用提案

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ 周辺環境への配慮

- ・周辺地域への光害や騒音等の可能性及び対応策について検討すること。

カ 事業実施中のリスクに対する対策

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

キ 事業実施に関する保証

- ・設備の導入、運転期間中までにかかり設定するすべての保証内容

（3）事業収支計画

- ・工事費、維持管理費等を含めた事業費総額、売電収入、補助金の活用等、資金調達を含め

た事業期間（最長20年間）の事業収支計画を作成すること。

- ・事業収支計画においては、系統接続に要する費用、設備等の設置に要する費用、各種手続きに要する費用、設備等の維持管理費用、設備等の撤去廃棄に要する費用などについて、算定の考え方及び金額を記載すること。
- ・なお、補助金の活用を検討する場合には、検討をしている補助金の概要及び補助金の活用を前提とした事業収支計画も併せて作成すること。

7 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・A4版を基本とし、A3版を使用する際には三つ折りにして綴じること。
- ・枚数に制限は設けませんが、可能な限り簡潔にまとめること。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・企画提案書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・表紙に「西条市地域マイクログリッド構築及びオフサイトPPA方式による太陽光発電設備導入事業」と記載し、社名等を記載すること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。
また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- ・各項目及び内容がどこまで確定しているか、その段階や状況がわかるように明示すること。
- ・市と提案事業者との役割分担を明確にすること。

8 スケジュール

内容	日時
公示日(公募開始)	令和7年10月23日(木)
プロポーザル参加表明提出期限	令和7年11月7日(金)17時15分まで
資格審査通知	令和7年11月11日(火)
現地見学会(希望者)	令和7年11月13日(木)、14日(金)、17日(月)
質問の受付	令和7年11月18日(火)17時15分まで
質問の回答	随時 ※最終は令和7年11月21日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年12月1日(月)17時15分まで
プレゼンテーション日程通知	令和7年12月初旬【予定】
プレゼンテーション	令和7年12月中旬【予定】
審査結果通知、基本協定締結等	令和7年12月中旬以降【予定】

9 資料配布

本プロポーザル参加表明書等を提出し、参加資格を有すると市が認めた者に対し、公有地の図面、マイクログリッド内施設の1年間の電力使用量及び電気設備図面等を電子メールにて提供する。

10 提出方法等

(1) 参加表明書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選定に必要な書類を期限までに提出すること。

- ア 提出期限 令和7年11月7日(金) 17時15分(必着)
- イ 提出書類 「5 提出書類」を参照のうえ必要書類を提出すること
- ウ 提出場所 西条市明屋敷164番地 新館2階
西条市 環境部 環境政策課 カーボンニュートラル推進係
- エ 提出方法 持参又は書留郵便(持参の場合、8時30分から17時15分まで)

(2) 募集要領等に関する質問・回答・公表

質問は、質問書(様式第8号)により提出すること。質問がない場合は、質問書の提出は必要ない。なお、回答は、西条市ホームページ上で公開し、本プロポーザルの募集要領や仕様書に記載する内容の追加又は記載とみなす。

- ア 受付期間 令和7年10月23日(木)から11月18日(火) 17時15分まで
- イ 受付方法 電子メールで、以下のアドレスへ送信すること。
(送信先アドレス) kankyoseisaku@saijo-city.jp
- ウ 回答日 随時(最終、令和7年11月21日(金))
- エ 回答方法 電子データ

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和7年12月1日(月) 17時15分まで
- イ 提出書類 「5 提出書類」の書類番号15、16を提出すること
- ウ 提出場所 西条市明屋敷164番地 新館2階
西条市 環境部 環境政策課 カーボンニュートラル推進係
- エ 提出方法 持参又は書留郵便(持参の場合、8時30分から17時15分まで)

(4) プレゼンテーション・ヒアリング審査

- ア 日時 令和7年12月中旬(予定) ※詳細な日程は別途通知する。
- イ 場所 場所等の詳細については別途通知する。
- ウ 人数 3名以下
- エ 時間 20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答(15分程度)を行う予定である。参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡する。
- オ 機器 パソコン等の必要な機器については、提案者が準備すること。大型ディスプレイ(65インチ程度)及びHDMIケーブルについては、市が準備する。

(5) 現地見学(※希望者のみ)

現地見学日程調整票(様式第9号)を提出した参加表明者のうち、参加資格を有すると認められた者は、現地見学を行うことができる。市は、見学希望者ごとに見学日程等を調整し、資格審査通知と合わせて通知する。現地見学の有無はプロポーザルの評価には影響しない。

現地見学日: 令和7年11月13日(木)、14日(金)、17日(月)

1 1 非選定理由に関する事項

- (1) 様式第1号「参加表明書」を提出した者のうち、提案書を提出していただく者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を市長（環境政策課）から書面（非選定通知書）で通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（西条市の休日を定める条例（平成16年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長（環境政策課）に対して書面で非選定理由の説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
受付場所：西条市 環境部 環境政策課 カーボンニュートラル推進係
受付時間：8時30分から17時15分（※休日を除く。）
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。
- (4) 上記（3）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に市長に対して申立てることができる。

1 2 選考方法

- (1) 参加事業者の提案内容により、評価基準に基づき独立して参加事業者の提案の優劣を判定する。選定委員会において、各委員の評価点の合計が基準点以上で、かつ事業者の中から一位の者に決定する。
- (2) 基準点は、各委員の持ち点を合計した点数（満点）の5割とする。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案されたPPA単価の安価な者を候補者として選定する。
- (3) なお、評価点の合計が同点で、提案されたPPA単価が同額である者が複数いる場合は、選定委員会委員長の評価点のいずれか高い者を候補者として選定する。
- (4) 参加事業者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を候補者とする。また、基準点に満たない場合、又は参加申込みが無い場合は再度検討する。
- (5) 選定における評価基準は別紙「西条市地域マイクログリッド構築及びオフサイトPPA方式による太陽光発電設備導入事業評価基準」のとおりとする。

1 3 選考結果の通知

- (1) 審査結果は、すべての応募者に書面（様式第11号）にて通知する。
- (2) 審査結果は、市ホームページで公表することとする。ただし、選定とならなかった提案者は、匿名とし順位や採点結果は公表しない。

1 4 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）で通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して書面で非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：西条市 環境部 環境政策課 カーボンニュートラル推進係

受付時間：８時３０分から１７時１５分（※休日を除く。）

- （３）上記（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に書面で行う。
- （４）上記（３）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して１０日以内に市長に対して申立てることができる。

1 5 その他留意事項

（１）著作権等に関する事項

- ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は市に帰属する。
 - イ 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、西条市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- （２）提出された企画提案書等は返却しない。また、提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
 - （３）提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
 - （４）本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
 - （５）採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
 - （６）提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
 - （７）各種手続きにおいて使用する言語や通貨等は、日本語及び日本国通貨に限る。各種手続きにおいて使用する言語や通貨等は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 6 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （１）「４ 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- （２）提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- （３）プレゼンテーションに参加しなかった場合
- （４）選定の公平性を害する行為があった場合
- （５）前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

1 7 事務局

- (1) 担当部署 西条市 環境部 環境政策課 カーボンニュートラル推進係
- (2) 担当者 高橋、徳増
- (3) 所在地 愛媛県西条市明屋敷164番地
- (4) 電話番号 0897-52-1382
- (5) メールアドレス kankyoseisaku@saijo-city.jp